



情報公開・個人情報保護制度

【問い合わせ】
本館総務課
(☎413506)

市では、市政への信頼性と透明性を高めるため、市政に関する情報を公開しています。

また、市が保有している個人情報と適正に取り扱うとともに、皆さんの自分に関する情報を知ることができる権利などを保障しています。

によって開示や訂正、利用停止できます。

■開示請求から開示までの流れ

皆さんからの請求に応じて、行政文書や個人情報を開示します。原則として請求された内容は全て開示しますが、公益を損なうもの

が含まれている場合や、請求者・第三者の権利・利益を害する恐れがある情報などは、開示できない場合があります。

👉個人情報であれば何でも保護？

個人情報とは大切なものという認識が高まる一方で、個人情報保護を理由に、必要となる個人情報までもが提供されなくなったり、各種名簿の作成が中止されたりするなどの状況が一部で見受けられます。

個人情報保護法は、民間事業者が個人情報を適正に取り扱うためのルールを定めているものです。このルールに従い、あらかじめ本人の同意を得ることで、クラス名簿や自治会名簿などを作成配布することができます。

また、災害や事故などの緊急時や捜査関係事項照会への回答のような場合には、本人の同意を得なくても情報提供できる場合があります。

アイコンの説明：📢お知らせ、📖学び、🌟催し、🏠保健、👥募集

■情報公開制度とは

市民の知る権利を尊重し、請求に応じて市の職員が職務のために作成または取得した文書や図面など(行政文書)を開示する制度です。

■個人情報保護制度とは

個人のプライバシーや権利・利益を保護するための制度です。生存する個人に関する情報で、その情報に含まれる氏名や生年月日などにより、特定の個人を識別することができるものを「個人情報」と言います。市が保有している個人情報とは原則本人からの請求

■行政文書や個人情報の開示請求から開示までの流れ

請求者	開示請求書に必要事項を記入し、開示を請求します 【請求窓口】本館総務課
市	開示請求書を受理した日から起算して15日以内に開示・非開示を決定し、請求者に通知します
請求者	①請求した文書などを本館総務課で閲覧できます ②請求した文書などの写しの交付を受けることができます ※写しの交付にかかる費用(コピー代・郵送料など)は、請求者の負担となります

●個人情報の訂正請求や利用停止請求の場合の流れも同様です

■令和2年度 開示請求などの状況

▶行政文書の開示請求件数および決定状況(＊)

請求先	請求件数	内訳			
		決定状況			
		全部開示	部分開示	非開示	不存在
市長	146件	104件	50件		6件
教育委員会	16件	14件	4件	3件	
農業委員会	0件				
消防	2件	2件			
議会	0件				
計	164件	120件	54件	3件	6件

▶個人情報の開示の請求件数および決定状況(＊)

※個人情報の訂正、利用停止の請求はありませんでした

請求内容	請求件数	決定状況
個人情報の開示	6件	全部開示 6件 部分開示 1件

＊1件の開示請求で複数の行政文書についての請求があった場合は、複数の決定方法を採用しているため、請求件数と決定状況は一致しません

■個人情報取り扱い事務の登録件数

市の機関	登録件数(6月3日現在)
市長	255件
教育委員会	40件
選挙管理委員会	5件
農業委員会	4件
消防	30件
議会	4件
計	338件

※市では、事務の名称や目的、対象者の範囲などを「個人情報取扱事務登録簿」に登録し、本人が自分の情報に関与できるようにしています



花巻市民憲章の標語を募集します

花巻市市民憲章推進協議会では、市民憲章標語コンクールの作品を募集しています。

同コンクールは、本市の未来を担う子どもたちの市民憲章に対する関心を高め、理解を深めることを目的に実施しています。

■対象

市内の小学生

■標語の内容

花巻市民憲章が目指す「誰もが住みよいと思えるようなまち」の実現に向けた標語
※未発表のものに限ります

■応募期限

9月7日(火)、午後5時必着

■応募方法

各小中学校に配布している応募用紙(任意様式でも可)に、①学校名②学年③名前を記入し、通学している学校に提出するか、郵送または持参により、左記へ提出してください。

※1人当たり1点

■優秀作品表彰

応募作品を審査の上、優秀な作品を11月に開催する花巻市民憲章推進大会で表彰。最優秀賞に選ばれた作品は、市民憲章ポスターに掲載されます。なお、同ポスターは、公共施設などに掲示し、市民憲章の啓発活動に活用します。

【問い合わせ・応募】

花巻市市民憲章推進協議会事務局(本館地域づくり課内)025・8601 花城町9・30 ☎41・3513



新婚生活を応援します！ 結婚新生活支援事業を開始します

結婚して新生活を始める夫婦を対象に、新居の取得費や家賃、引っ越し費用を補助します。

■対象 次の全ての要件に満たす人▶1月1日～令和4年3月31日までに婚姻届を提出し、受理された夫婦であること▶婚姻日において、夫婦共に年齢が39歳以下であること▶夫婦の所得合計額が400万円未満(世帯収入約540万円未満に相当)であること(＊1)▶対象となる住宅が市内にあり、交付申請日において夫婦の双方または一方が対象の住宅に住民登録の上、居住していること▶夫婦共に家事育児参画促進講座(＊2)を受講していること▶市税の滞納がないなど、補助金交付要綱に定める要件を満たしていること

＊1…奨学金を返還している場合は、奨学金の年間返済額を夫婦の所得から控除

＊2…(公財)いきいき岩手支援財団が実施する「結婚新生活スタートアップセミナー」。開催

期日は、同財団ホームページ(http://www.silverz.or.jp)でお知らせしています

■補助対象費用 ▶住宅取得費用(土地購入代などは対象外)▶住宅賃借費用[賃料、敷金・礼金、共益費、仲介手数料](＊3)▶引っ越し業者や運送業者に支払った引っ越し費用

＊3…勤務先から住宅手当を受けている場合や、他の公的制度による家賃補助などを受けている場合は対象外となる場合があります

■補助額 夫婦共に39歳以下…上限30万円

※上記のうち夫婦共に29歳以下の場合は上限60万円となります

■申請期間 7月1日(木)～令和4年3月31日(木)※予算額に達した時点で受け付けを終了する場合があります

【問い合わせ・申請】本館定住推進課(☎41-3516)